

令和 8 年 1 0 月 1 日
白山市総務部監理課

長期継続契約へのスライド条項適用の手引き

1. 対象契約

- ・白山市長期継続契約とする契約を定める条例第 1 項第 2 号及び第 3 号を根拠とする長期継続契約のうち、履行期間が 1 4 カ月以上の契約とします。
- ・債務負担行為を設定した上記同種業務の契約についても対象とします。
- ・対象契約には、入札公告等に「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（別紙 1）」を添付し、仕様書に「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 項に係る特記仕様書（別紙 2）」を添付します。

2. スライド協議の請求方法（受注者からの請求）

- ・契約の履行開始日（2 回目以降は前回スライド基準日）から 1 2 カ月経過しており、2 カ月以上の履行期間が残っている場合に協議の請求ができます。
 - ・スライド協議の請求の流れは下記のとおりです。
- ①協議を円滑に進めるため、スライド協議を請求する 1 か月前を目途に、受注者から発注者（市）への申し出により事前打ち合わせを行ってください。
 - ②受注者から発注者（市）へスライド額協議請求書（様式 1）を提出します。
 - ③発注者（市）から受注者へスライド額の基準日及び協議開始日通知書（様式 2）により通知します。
請求月の 1 日（初日）を基準日とします。
 - ④発注者（市）がスライド額を算出し、スライド額協議書（様式 3－1 または 3－2）により協議します。
 - ⑤異議等がなければ、回答期日（協議開始日から 1 4 日以内）までに承諾書（様式 4－1 または 4－2）を提出してください。
 - ⑥協議の結果、契約額が増額となる場合は、変更契約を締結します。

【スライド協議の請求例】

契約締結日：令和9年3月1日

履行期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日（60か月）

請求可能日：令和10年4月1日以降



3. スライド額の算出方法

増額の場合： $S = P_2 - P_1 - (P_1 \times 1\%)$

減額の場合： $S = P_2 - P_1 + (P_1 \times 1\%)$

S：スライド額、P1：変更前契約金額、P2：変動後（基準日）の賃金及び物価を基礎として算出したP1に相当する額

- ・発注者（市）の設計額の積算方法により、「設計積算の場合」、または「見積積算の場合」の方法によりスライド額を算出します。

(1)設計積算の場合（労務単価等を用いて積算）

$$P_1 = Z_1 \times \alpha$$

$$P_2 = Z_2 \times \alpha$$

Z1：発注者（市）の設計額

Z2：変動後（基準日）の賃金及び物価を基礎として算出したZ1に相当する額

α ：落札率

(2)見積積算の場合

$$P_2 = A + B + C + D + E$$

A（基準日時点の直接人件費相当額）：

P1のうち直接人件費×石川県最低賃金の変動率

B（基準日時点の直接物品費相当額）：

P1のうち直接物品費×消費者物価指数[全国（生鮮食品を除く総合）]の変動率

C（基準日時点の業務管理費相当額）： $(A + B + E) \times \text{業務管理費率}$

D（基準日時点の一般管理費相当額）： $(A + B + C + E) \times \text{一般管理費率}$

E（初期導入費等）：P1のうち機器や車両の導入等にかかる初期費用や

機器の設置等の当初のみに要する費用

※石川県最低賃金の変動率：

$P2$ の基準日時点の石川県最低賃金÷履行開始日（ $P1$ の基準日）時点の石川県最低賃金

※消費者物価指数〔全国（生鮮食品を除く総合）〕の変動率：

$P2$ の基準日時点の消費者物価指数÷履行開始日（ $P1$ の基準日）時点の消費者物価指数

※業務管理費率：

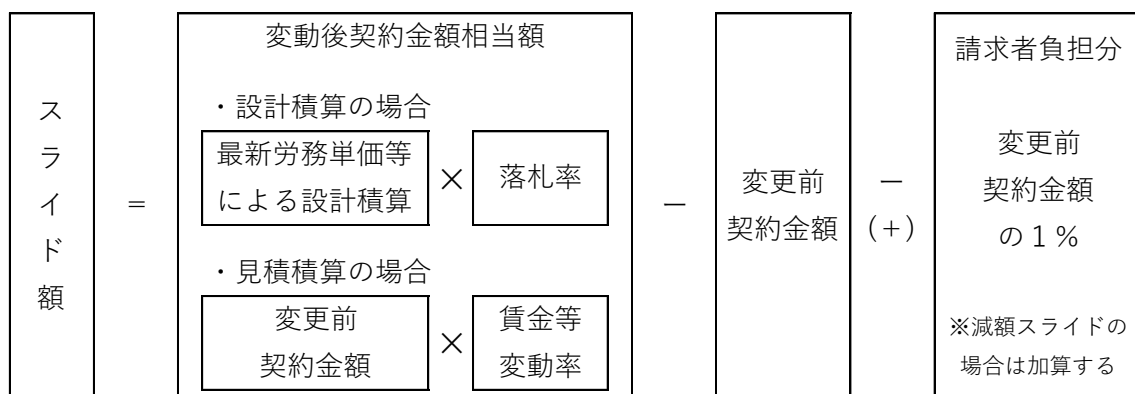
$P1$ のうち業務管理費÷（ $P1$ のうち直接人件費＋直接物品費＋初期導入費）

※一般管理費率：

$P1$ のうち一般管理費÷（ $P1$ のうち直接人件費＋直接物品費＋業務管理費＋初期導入費）

①直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②直接物品費	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費（⑤の費用を除く）
③業務管理費	当該業務を行う上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費（①②⑤の費用を除く） ※法定福利費は、業務管理費にて計上。
④一般管理費	①②③⑤以外で、企業を維持運営していくために必要な経費
⑤初期導入費等	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費のうち、当初のみに要する費用（スライドの対象外）

【スライド額算出のイメージ図】



4. スライド額算出における留意点等

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出については、前述と同様に行い、この場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・スライド額の算出に当たって生じた小数点以下の取り扱いは以下のとおりとします。

消費税及び地方消費税相当額	1 円未満の端数は切り捨て
落札率、石川県最低賃金の変動率、消費者物価指数の変動率、業務管理費率、一般管理費率	小数第 8 位を四捨五入
上記以外の計算時に生じたもの	1 円未満の端数は四捨五入

- ・基準日時点の指数等が公表されていない場合は、公表されている基準日直近の指数等によるものとします。
- ・スライド額は、直接人件費、直接物品費、並びにこれらに伴う業務管理費及び一般管理費の変更について行われるものであり、従事者人数の変更等については考慮しません。

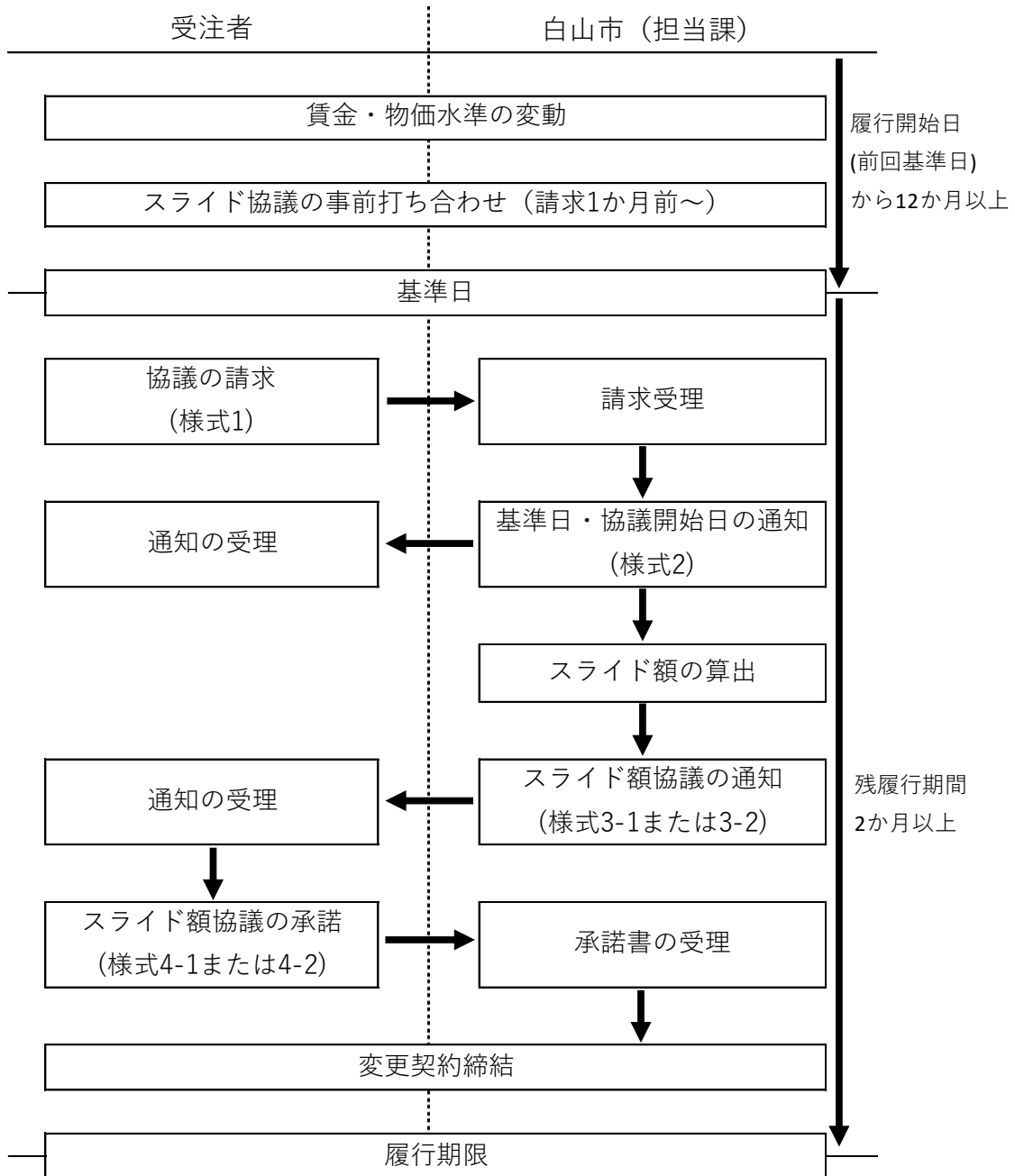
5. 変更契約

- ・発注者(市)と受注者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。
- ・変更契約の効力は基準日から適用となります。
- ・増額の変更契約の際は、労働者への賃金水準の引上げ等の対応をお願いします。

6. 実施時期

- ・令和 9 年 4 月以降に履行開始となる契約から適用します。
- ・スライド協議の請求は、履行開始日から 1 2 か月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは令和 1 0 年度以降となります。
- ・すでに契約済みの案件は、本制度の対象となりません。

【参考】スライド協議フロー図（受注者からの請求例）



(別紙 1)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第 1 条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変更前契約金額と変動後算出額(変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変更前契約金額に相応する額をいう。)との差額のうち変更前契約金額の 100 分の 1 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 第 1 項の規定による請求があった場合において、当該契約金額の変更については、基準日(請求があった日の属する月の初日とする。)における賃金水準及び物価水準等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始日」を「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」と読み替えるものとする。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、基準日から履行期間の終期までの期間が 2 か月以上ない場合は、契約金額の変更を行わないものとする。
- 6 第 3 項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

(別紙 2)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第 1 項に係る特記仕様書

本業務は賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、契約金額に対応する直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費に相当する額とする。(ただし、第 6 項に係る費用を除く。)
- 2 本業務における直接人件費とは、受注者が本業務に直接従事する者に、本業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。
なお、本業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。
- 3 本業務における直接物品費とは、直接業務に従事する者が本業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用をいう。
- 4 本業務における業務管理費とは、本業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な前 2 項及び次項の費用を除く費用をいう。
- 5 本業務における一般管理費とは、企業を維持経営していくために必要な前 3 項の費用を除く費用をいう。
- 6 本業務における機器や車両の導入等にかかる初期費用や機器の設置等の当初のみに要する費用は、変動の対象とならない。
- 7 本業務における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。
 - (1) 賃金水準
労務単価または石川県最低賃金（以下、最低賃金という。）
 - (2) 物価水準
石川県が設定する資材単価や物価資料等の単価または労務単価を基に算出した経費若しくは消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）
- 8 本契約の変更金額算出方法は、次のとおりとする。
本市設計書による算出または受注者から提出された内訳書による算出(ただし、直接人件費については、受注者の内訳書中の直接人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費については、受注者の内訳書中の直接物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。)

令和 年 月 日

積算内訳書（スライド計算用）

白山市長

所 在 地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり積算します。

業務名：

内 訳

項目	金額（月額）	備考
①直接人件費		当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費（法定福利費を除く）
②直接物品費		当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費（⑤の費用を除く）
③業務管理費		当該業務を行う上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費（①②⑤の費用を除く） ※法定福利費は、業務管理費にて計上。
④一般管理費		①②③⑤以外で、企業を維持運営していくために必要な経費
⑤初期導入費等		当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費のうち、当初のみに要する費用（スライドの対象外）
合計(税抜)		
消費税		消費税及び地方消費税
合計(税込)		

【計算例】

(1)設計積算の場合（労務単価等を用いて積算）

○スライド1回目

契約締結日：令和9年2月10日

履行期間：令和9年3月1日～令和14年2月29日（60か月）

基準日：令和10年3月1日

●変動前

設計額（年額）

直接人件費 a	1,500,000	労務単価：15,000円×100人
直接物品費 b	500,000	
業務管理費 c	400,000	$(a+b) \times 20\%$
一般管理費 d	480,000	$(a+b+c) \times 20\%$
年額（税抜）	2,880,000	↑業務管理費、一般管理費の割合は例です
月額（税抜）	240,000	
月額（税込） Z1	264,000	
契約金額（月額・税込） P1	260,000	
落札率 α	0.9848485	$P1 \div Z1$

●変動後（労務単価が16,000円に上昇、直接物品費が5%上昇した場合）

設計額（年額）

直接人件費 A	1,600,000	労務単価：16,000円×100人
直接物品費 B	525,000	$b \times 1.05$
業務管理費 C	425,000	$(A+B) \times 20\%$
一般管理費 D	510,000	$(A+B+C) \times 20\%$
年額（税抜）	3,060,000	
月額（税抜）	255,000	
月額（税込） Z2	280,500	
変動後月額（税込） P2	276,250	$Z2 \times \alpha$
スライド額 S	13,650	$P2 - P1 - (P1 \times 1\%)$
変更後契約額（月額・税込）	273,650	$P1 + S$

○スライド2回目

基準日：令和11年3月1日

●変動前（スライド1回目の変動後）

設計額（年額）

直接人件費 a	1,600,000	労務単価：16,000円×100人
直接物品費 b	525,000	
業務管理費 c	425,000	$(a+b) \times 20\%$
一般管理費 d	510,000	$(a+b+c) \times 20\%$
年額（税抜）	3,060,000	
月額（税抜）	255,000	
月額（税込） Z1	280,500	
変動前月額（税込） P1	276,250	
落札率 α	0.9848485	$P1 \div Z1$
変更前契約額（月額・税込）	273,650	

変動後（労務単価が17,000円に上昇、直接物品費が6%上昇した場合）

設計額（年額）

直接人件費 A	1,700,000	労務単価：17,000円×100人
直接物品費 B	556,500	$b \times 1.06$
業務管理費 C	451,300	$(A+B) \times 20\%$
一般管理費 D	541,560	$(A+B+C) \times 20\%$
年額（税抜）	3,249,360	
月額（税抜）	270,780	
月額（税込） Z2	297,858	
変動後月額（税込） P2	293,345	$Z2 \times \alpha$
変動額	14,333	$P2 - P1 - (P1 \times 1\%)$
変更後契約額（月額・税込）	290,583	$P1 + \text{変動額}$
スライド額 S	16,933	変更後契約額－変更前契約額

【計算例】

(2)見積積算の場合

○スライド1回目

契約締結日：令和9年2月10日

履行期間：令和9年3月1日～令和14年2月29日（60か月）

基準日：令和10年3月1日

●変動前

設計額（月額）

直接人件費 a	100,000
直接物品費 b	50,000
業務管理費 c	30,000
一般管理費 d	20,000
初期導入費等 e	50,000
月額（税抜）	250,000
月額（税込） P1	275,000

業務管理費率 f	0.1500000	$c \div (a+b+e)$
一般管理費率 g	0.0869565	$d \div (a+b+c+e)$

●変動後（最低賃金が3%上昇、消費者物価指数が3%上昇した場合）

直接人件費 A	103,000	$a \times 1.03$
直接物品費 B	51,500	$b \times 1.03$
業務管理費 C	30,675	$(A+B+E) \times f$
一般管理費 D	20,450	$(A+B+C+E) \times g$
初期導入費等 E	50,000	e
月額（税抜）	255,625	
月額（税込） P2	281,187	
スライド額 S	3,437	$P2 - P1 - (P1 \times 1\%)$
変更後契約額（月額・税込）	278,437	$P1 + S$

○スライド2回目

基準日：令和11年3月1日

●変動前（スライド1回目の変動後）

設計額（月額）

直接人件費 a	103,000
直接物品費 b	51,500
業務管理費 c	30,675
一般管理費 d	20,450
初期導入費等 e	50,000
月額（税抜）	255,625
月額（税込） P1	281,187

業務管理費率 f	0.1500000	$c \div (a+b+e)$
一般管理費率 g	0.0869565	$d \div (a+b+c+e)$

●変動後（最低賃金が4%上昇、消費者物価指数が2%上昇した場合）

直接人件費 A	107,120	$a \times 1.04$
直接物品費 B	52,530	$b \times 1.02$
業務管理費 C	31,448	$(A+B+E) \times f$
一般管理費 D	20,965	$(A+B+C+E) \times g$
初期導入費等 E	50,000	e
月額（税抜）	262,062	
月額（税込） P2	288,268	1円未満切り捨て
変動額	4,269	$P2 - P1 - (P1 \times 1\%)$
変更後契約額（月額・税込）	285,456	$P1 + \text{変動額}$
スライド額 S	7,019	

令和 年 月 日

スライド額協議請求書

白山市長

所 在 地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定に基づき、下記のとおり契約金額の変更を請求します。

記

業務名	
履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
スライド概算額	月額 円

※スライド概算額は、変更後の契約金額の増額分を記載してください。
ただし、精査の結果によっては変更となることがあります。

[市→受注者]

(様式2)

第 号

令和 年 月 日

スライド額の基準日及び協議開始日通知書

様

白山市長

令和 年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定により、下記のとおり基準日及び協議開始日を通知します。

記

業務名	
基準日	令和 年 月 日
協議開始日	令和 年 月 日

[市→受注者]

(様式3-1)

第 号

令和 年 月 日

スライド額協議書

様

白山市長

令和 年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、スライド額を下記のとおりとしたいので協議します。

なお、異議等がなければ、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

業務名	
変更前契約金額 (税込)	月額 円
変更後契約金額 (税込)	月額 円
スライド額 (税込)	月額 円
回答期日	令和 年 月 日

スライド額協議書

様

白山市長

令和 年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、スライド額を、下記のとおりとしたいので協議します。

なお、異議等がなければ、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

業務名	
スライド額	0 円
理 由	スライド額を精査した結果、スライド額が対象契約金額の 1 % を超えないため。
回答期日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

承諾書

白山市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付け「スライド額協議書」により協議のあったスライド額について、下記のとおり承諾します。

記

業務名	
履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
変更前契約金額 (税込)	月額 円
変更後契約金額 (税込)	月額 円
スライド額 (税込)	月額 円

令和 年 月 日

承諾書

白山市長

所 在 地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付け「スライド額協議書」により協議のあったスライド額について、下記のとおり承諾します。

記

業務名	
スライド額	0円
理 由	スライド額を精査した結果、スライド額が対象契約金額の1%を超えないため。